

名張市公契約条例（素案）に係るパブリックコメント意見募集結果について

1. パブリックコメント意見募集結果

募集期間	令和8年2月19日（木）～ 令和8年3月18日（水）		
件数	10件（4人）		
意見の取扱い 対応	修正	素案を修正するもの	0件
	既記載	既に素案に盛り込んでいるもの	6件
	参考	素案に盛り込めないが、今後の参考とするもの又は意見として伺ったもの	4件
	その他	パブリックコメントの趣旨と異なるものなどその他	0件

No.	ページ	項目	意見	件数	対応	市の考え
1	ー	全般	<p>・名張市において深刻化する担い手不足や高齢化に対応する為に、公共工事や行政サービスに携わる労働者の適正な労働環境を確保する事が不可欠です。本条例は、適正な賃金や労働時間、安全対策の徹底を促し、将来の担い手を確保する基盤作りに繋がると考えます。地域の持続的な発展の為に、理念型条例としての制定に賛同します。</p> <p>・名張市が「公契約条例」を制定し、公共工事及び行政サービスにおける適正な労働環境の確保や地域経済の健全な発展を図ろうとする取り組みに対し、建設産業に携わる立場から強く賛同いたします。</p>	2	既記載	公契約条例を制定し、発注者及び受注者の双方が条例に規定している内容を適正に履行することで、労働者の労働環境を確保し、担い手不足の解消への一助とするべく、市が担う取り組みを進めたいと考えています。

No.	ページ	項目	意見	件数	対応	市の考え
2	-	全般	<p>建設産業は全国的に就業者の高齢化と担い手不足が深刻化しており、公共工事や行政サービスに携わる労働者の適正な労働環境を確保することは、地域社会の安全・安心を守るうえでも重要です。</p> <p>公契約条例は、公契約における公平性・透明性・競争性を確保するとともに、労働者の適正な労働環境の確保や地域経済の健全な発展を基本理念として掲げており、公共工事の品質確保と担い手確保の面から意義のある内容であると評価します。</p>	1	既記載	<p>公契約条例を制定し、発注者及び受注者の双方が条例に規定している内容を適正に履行することで、労働者の労働環境を確保し、担い手不足の解消への一助とするべく、市が担う取り組みを進めたいと考えています。</p>
3	2	第7条	<p>特定公契約において労働条件の確保状況について報告を求める点は、公共工事等における適正な賃金の支払い、法令遵守、安全対策の徹底などを促進し、適正な競争環境を整備するうえで重要です。これにより、過度な低価格競争の抑制が図られ、公共工事の品質確保と労働者の処遇改善に繋がることを期待します。</p>	1	既記載	<p>公契約条例に実効性を持たせる取り組みとして、一定条件に該当する契約を特定公契約と位置づけ、労働条件の報告書の提出を義務付けています。</p> <p>これにより、受注者等へ条例の内容の周知を図るとともに、労働者の処遇改善に繋げたいと考えています。</p>

No.	ページ	項目	意見	件数	対応	市の考え
4	2	第7条	<p>第7条3項において『関係法令を遵守していない』場合の措置を規定されていますが、当該事案は『当該契約条項違反』であり、『即刻契約解除』並びに『入札参加資格の取り消し』に該当します。</p> <p>国に丸投げするのではなく、発注者責任を全うするよう修正願います。</p>	1	参考	<p>本市における契約解除の規定は、契約規則及び約款にて定めており、契約が履行されない場合や受注者が暴力団関係との関わりが発覚した場合のほか、建設業許可が取り消された場合等についての規定があります。</p> <p>また、入札参加資格の取り消しについては、名張市建設工事等資格停止措置要領にその内容を規定しています。</p> <p>契約解除及び資格停止の該当事由において、公契約条例第7条にて規定している労働条件に関する報告の内容に関するものとしては、労働安全衛生法違反や建設業法違反の容疑により逮捕された場合等が挙げられます。</p> <p>公契約条例を制定している自治体によっては、条例に基づく調査や指導についての規定を盛り込んでいるところもありますが、本市においては、これらの法に基づく指導や調査は、管轄である労働基準監督署などが行うべきとの考えから、関係機関への通報という内容に留め、本市では調査や指導を行わないものとしています。</p>

No.	ページ	項目	意見	件数	対応	市の考え
5	3	第8条	<p>条例において市内事業者の受注機会の確保が明記されている点についても、防災対応や地域インフラの維持管理を担う地域建設業の持続的発展の観点から大変重要であり、地域経済の活性化にも資するものと考えます。</p>	2	既記載	<p>本市ではこれまでも、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の目的に沿った上で、発注時における地域要件を定め、市内業者に対して公共事業を発注しています。中でも、ご意見にもあるように、大規模災害発生時に復旧工事等を行っていく際には、市内の建設業者からの協力は必須であり、建設業界の就業者不足は市にとっても大きな課題となります。</p> <p>今後は、公契約条例の条文に市内事業者の受注機会の確保について明記することで、本市からの発注だけでなく、受注者が受託者を選定する際にも市内業者を活用していただけるよう努めます。</p>
6	-	-	<p>条例（素案）の中に、『労働報酬下限値』を定める条項を設けて下さい（今後の課題含む）。</p>	2	参考	<p>令和7年12月12日に施行された改正建設業法において、建設工事に従事する技能者に対して適正な労務費を確保するため、「労務費に関する基準」が示されました。</p> <p>発注者は最新の設計労務単価を使用し、受注者は入札時に労務費を適正に積算するとともに、受託者に業務を請け負わす際にも労務費を確保した</p>

No.	ページ	項目	意見	件数	対応	市の考え
6	-	-				<p>見積を徴取するものです。</p> <p>上記の労務費に関する基準について、現時点では罰則規定はないものの、今後の制度の浸透状況を注視していく必要があることから、労働報酬下限値の設定については現時点では行わないこととしています。</p>
7	-	-	<p>今後の課題として、公共工事においては適正な労務費の確保が不可欠であり、近年の担い手不足や技能者の高齢化を踏まえると、価格のみを重視した競争では持続可能な産業基盤の維持は困難です。国においても担い手3法の改正を通じて標準労務費の確保と適正な価格形成が示されており、地方自治体の発注においてもその趣旨を踏まえた対応が求められています。今後、標準労務費の考え方を踏まえた適正な予定価格の設定とともに、最低制限価格の充実についても検討を進めていただくことを要望します。</p>	1	参考	<p>本市においては、ダンピング受注による手抜き工事等を防ぎ、品質と安全を確保するため、公共工事等を発注する際は、最低制限価格を設定しその算出においては国（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）を超える係数となっています。</p> <p>また、業務請負においても、過度に低価格な入札により適切な履行が確保できなくなることを防ぐため、建築物清掃、屋外清掃、警備、施設運営・管理の各業務においては、変動型最低制限価格の制度を適用しています。</p> <p>今後も、国の動向を注視し、必要に応じて改正等の対応を進めます。</p>